

福岡県立飯塚研究開発センター
異業種交流プラザ

八 夢 会

会則

(目的)

第1条 本会は、中小企業者相互の情報、技術の交流を図ると共に、産、学、官の研究者、有識者の意見を積極的に取り入れ、新技術、新製品の開発、既存技術の改善、販売面での協力をを行い、会員相互の研鑽発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という）の異業種企業交流グループで、名称を“八夢会”と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局はセンター内（飯塚市大字川津 680 番地の 41）に置く。

(事業)

第4条 本会の前記目的を達成する為に、次のような事業を行う。

- 1 会員企業相互の技術、販売、経営情報の交換。
- 2 研究、技術、生産、販売面での相互協力。
- 3 新技術、新商品の共同研究開発、及び事業化。
- 4 産、学、官の研究者、学識経験者を招いての研究会、勉強会。
- 5 他のグループ団体との交流会、事例研究、及び各種見学会。
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格を下記の通りに定める。

- 1 新技術、新製品の開発、改善に熱意のある中小企業者、又は当該中小企業者の推薦する者。
- 2 社会生活及び地域発展に寄与しようとする、大学、官庁の研究者、及び一般学識経験者で本会の趣旨に賛同する者。
- 3 筑豊地域内に事業所、或いは主たる住居を有する者。

- 4 本会の趣旨を理解し、積極的に参加協力し、会を盛り上げる意思のある者。
- 5 会員相互の人格を尊重し、友情、信義、信頼の高揚に努め、連帯の高揚に努力できる者。

(組織、役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 会計 1名

2 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(組織の運営)

第7条 本会の趣旨に賛同し結集した会員のすべて、個人、法人、学識に関係なく、対等平等の立場に立ち、お互いに相手の人格を尊重し、自由闊達に意見を交換し、民主的な運営を持って本会の目的を達成するよう努力する。

(会費)

第8条 本会の会員は、会の運営に必要な次のような費用を負担しなければならない。

- 1 入会金は徴収しないものとする。
- 2 法人の年会費は¥20,000円とし、年度初めにその全額を納入する。
- 3 年度途中の入会者については、10月より前の入会者の場合は年会費を全額、10月以降の入会者の場合は半額を納入する。
- 4 特別な企画に必要な費用で、月例会で承認された費用。
- 5 グループ内の部会活動費用は、それぞれの部会構成員が本会の理念に基づき分担するものとする。

(入退会)

第9条 本会の入会、退会、除名は次の通りとする。

- 1 本会への入会は、センターの交流プラザ入会申込者、または会員の推薦によるものとし、役員会で審議し、例会で承認された者。
- 2 退会を希望する会員は、事務局に届け出を行い、役員会で承認するが、会費の返還は行わない。
- 3 会員が本会に対する義務を怠り、本会の利益に著しく反する行為があった場合、また、本会の運営の著しく支障を生じるおそれがある場合には、役員会で除名を決議する事が出来る。
- 4 年度末までに会費の納入がない場合は、自然退会したものとみなす。

(遵守事項)

第10条 本会会員は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 月例会他会員相互の交流で知り得た他の会員の秘密は厳重に守り、他の会員の人格、営業業務に支障を生じさせてはならない。
- 2 月例会、他会合には努めて出席し、相互理解を深め本会の目的達成に努力しなければならない。

(役員会)

第11条 本会の役員会は、

- 1 会長、副会長及び会計で構成し、必要に応じセンター事務局の参加を招請出来る。
- 2 役員会は会長が招集し、会長がこれを統括する。
- 3 役員会の議決事項は、会の運営に支障を生じない限り、次期月例会に報告しなければならない。
- 4 役員会は、本会の運営、事業が円滑に進行するように協議し、会を指導、育成しなければならない。

(月例会)

第12条 本会月例会は、会員相互の情報交換、懇親、勉強の場であると同時に、会の運営に必要な役員の選出、事業計画、予算、会則の決定を行う本会の最高決議機関である。

- 1 月例会の開催日は、原則としてそれ以前の月例会にて決定されなければならない。時間は、原則として午後5時から2時間程度開催する。
- 2 月例会の日程は役員会で変更できるものとする。
- 3 本月例会では、会員相互の情報交換、学識経験者を招いての研究会、討論会、見学会、懇親会等を開催する事が出来る。
- 4 茶菓子以外の飲食費用は、平等自己負担を原則とする。
- 5 会員の出席は1社1名とし、複数出席の場合はビジター扱いとする。
- 6 本月例会には会員以外のものがビジターとして出席できるが、必要な場合ビジターはその都度定める当該例会費費用を負担するものとする。
- 7 月例会議長は通常役員が勤めるものとするが、月例会毎に議長を選任することも出来る。
- 8 月例会では、事務局が議事録を残すものとする。

(開発グループ)

第13条 本会には開発テーマ、研究テーマ毎の開発部会、同好会的グループを設ける

ことが出来る。

- 1 テーマを追求する開発部会は、本会の理念に基づいた自主的運営を基本とするが、適時例会で状況報告を行い、必要な協力を求める事が出来る。
- 2 開発部会自身で決しにくい問題が生じた場合は、役員会に参考判定、或いは決裁を依頼することが出来る。
- 3 会員の発案による開発テーマを審議する場合は、会員相互の開発に関する秘密事項を守る為の、取り決めを行った後、審議を開始するものとする。

(会議の設立、決議)

第14条 決議の成立について

- 1 月例会及び、役員会は委任状を含めた会員及び役員の過半数を持って決議は成立する。
- 2 月例会欠席者は、自動的に委任状を提出したのものとして取り扱い、その月例会での決議については遵守しなければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計報告)

第16条 事業年度終了後60日以内に会計報告を月例会にて報告しなければならない。

(補則)

第17条

- 1 この会則は、平成6年4月1日より発効する。
- 2 この会則の他、必要が生じた事項は役員に一任する。

(改正)

平成 6年 9月 1日 第4条の2

平成 7年 4月 1日 第8条の1、2 第12条の1

平成10年 7月 1日 第13条全般

平成16年 5月21日 第6条4、5、6削除 第8条2 第6条6